

上告状兼上告受理申立書

2025年3月11日

最高裁判所御中

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士	只	野	靖
弁護士	坂	本	博之
弁護士	大	木	一俊
弁護士	及	川	智志
弁護士	小	竹	広子
弁護士	五	來	則男
弁護士	在	間	正史
弁護士	鈴	木	裕也
弁護士	高	橋	利明
弁護士	田	中	真
弁護士	服	部	有

鬼怒川大水害国家賠償請求上告兼上告受理申立て事件

訴訟物の価額 〇〇〇〇〇〇〇〇円

ちょう用印紙額 〇〇〇〇〇円

上記当事者間の東京高等裁判所令和4年（ネ）第4161号鬼怒川大水害国家賠償請求控訴事件について、令和7年2月26日下記判決の言渡しを受け、同日、判決正本の送達を受けたが、同判決は一部不服であるから上告提起及び上告受理の申立てをする。

第1 原判決の表示

主文

- 1 一審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 一審被告は、次の一審原告らに対し、次の金員及びこれに対する平成27年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (1) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (2) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (3) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (4) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (5) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (6) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (7) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
 - (8) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
- (9) 一審原告[](一審原告番号[])につき[]円
- 3 前項の一審原告らのその余の請求及びその余の一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 4 一審原告らのうちの(別紙)請求金額等一覧表(控訴審)の「控訴審請求額(円)」欄に金額の記載のある者の本件控訴をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、一審原告らのうちの(別紙)請求金額等一覧表(控訴審)の「原審認容額」欄に金額の記載ある者らと一審被告との関係では、第1、2審を通じて、別紙訴訟費用負担一覧表記載のとおりとし、その余の一審原告らと一審被告との関係では、控訴費用を当該一審原告らの負担とする。
- 6 この判決は、2項に限り、本判決が一審被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、一審被告が(別紙)担保金額一覧表記載とおり各担保を提供するときは、同一覧表記載の各一審原告との間で仮執行を免れることができる。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し，更に相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

本件上告を受理する。原判決を破棄し，更に相当の裁判を求める。

第4 上告及び上告受理申立ての理由

おって，上告理由書及び上告受理申立て理由書を提出する。

なお、上告人兼上告受理申立人らの不服とする金額は別紙請求金一覧表記載のとおりである。

添付書類

上告状兼上告受理申立書副本 1 通

(別紙)

当事者目録

茨城県 [redacted]

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

同所

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

同所

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

茨城県 [redacted]

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

同所

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

茨城県 [redacted]

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

茨城県 [redacted]

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

同所

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

茨城県 [redacted]

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号 [redacted]） [redacted]

同所

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号■■■■）■■■■

茨城県■■■■

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号■■■）■■■■

茨城県■■■■

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号■■■）■■■■

茨城県■■■■

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号■■■）■■■■

茨城県■■■■

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号■■■■）

■■■■

■■■■

茨城県■■■■

上告人兼上告受理申立人（一審原告番号■■■■）■■■■

東京都新宿区新宿1丁目15番9号さわだビル5階

東京共同法律事務所（送達場所）

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士 只 野 靖

同 弁護士 坂 本 博 之

同 弁護士 大 木 一 俊

同 弁護士 及 川 智 志

同 弁護士 小 竹 広 子

同	弁護士	五	來	則	男
同	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	鈴	木	裕	也
同	弁護士	高	橋	利	明
同	弁護士	田	中		真
同	弁護士	服	部		有

東京都千代田区霞が関 1－1－1

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 鈴木馨祐

(別紙)請求金一覽表

[illegible]

(別紙)

訴訟費用負担一覧表

- (1) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 25% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (2) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 68% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (3) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 45% と一審被告に生じた費用の 2% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (4) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 85% と一審被告に生じた費用の 1% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (5) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 95% と一審被告に生じた費用の 1% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (6) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 50% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (7) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 42% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (8) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 19% と一審被告に生じた費用の 1% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- (9) 一審原告 [] (一審原告番号 []) に生じた費用の 67% を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。

以上

(別紙)

担保金額一覧表

- (1) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) 対し、[REDACTED]円
- (2) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) 対し、[REDACTED]円
- (3) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円
- (4) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円
- (5) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円
- (6) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円
- (7) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円
- (8) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円
- (9) 一審原告[REDACTED] (一審原告番号[REDACTED]) に対し、[REDACTED]円

以上

(別紙) 請求金額等一覽表 (控訴審)

[illegible]